

平成26年労第20号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分及び同年〇月〇日付けで請求人に対してした同法による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月にA会社B（以下「事業場」という。）に採用され、使用済み器具の洗浄、後片付け業務等に従事していた。

請求人によると、最大7kgのミキサーボール等の器具を運搬する業務を続けたことや、工場内の棚の足等に右足を何度もぶつけたことから、足への負荷が蓄積し、平成〇年〇月〇日に右足に痛みを覚えたとして、同月〇日、C医院に受診し「右脛骨、腓骨疲労骨折」（以下「本件傷病」という。）と診断されたと主張している。

請求人は、本件傷病は、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の付加的判断

請求人は、平成〇年〇月〇日から右足首に違和感を覚え、同年〇月〇日にC医院を受診している。同病院の診療録によれば、同年〇月〇日に右足関節外果骨折が疑われ、同年〇月〇日に右足関節外果骨折と診断されているが、その経過からしても、受傷日や受傷機序は明確とはいえず、一方、請求人の右足関節外果骨折は、請求人の申述するような一連の業務による作業によって発症するとは考え難い骨折である。

また、D医師は鑑定書において、要旨、請求人の右腓骨外果部から脛骨部に存在する骨折は、画像所見やその時間経過からしても、不全骨折であると考えられると述べており、当審査会においても、C医院において撮影されたX線像およびMRI画像を読影し、併せて診療録を検討したところ、同医師の鑑定を妥当と判断するものであり、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養族補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。